

令和元年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	未来をはぐくむあたたかいまち	中	安心の福祉・介護	小	生活困窮者自立支援事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和3年12月報告）		
利用勧奨に係る庁内連携体制の構築について（P55） 板橋福祉事務所は、板橋区生活困窮者自立支援制度連携会議について、平成27年度に3回開催し、その役割は終了したとしている。利用勧奨に係る庁内連携体制の構築については、板橋福祉事務所が主体となり、区としての責務や委託事業者の権限・役割を明確に示したうえで、継続的に支援のコーディネート及び強化をしていく必要がある。				生活支援課（注） 庁内連携体制を強化し情報共有を行うために、「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において、生活支援課が作成した生活困窮者事業の現状についての一覧を同幹事会の委員に配布し、関係部署との連携を見据えた情報共有を図った。 さらに、全庁的に生活困窮対策事業についての調査を行い、情報を集約するとともに、どこの部署にどのような対象事業があり、困窮者への支援につなげることができるのかを確認できる資料を作成した。 また、庁内の連携体制を構築するために、「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」を情報共有の場とし、今回作成した資料や各課の事業の紹介等、互いに連携しやすい環境を整え、支援の強化を図る。 区は、委託事業者の高い専門性を確保することにより、生活困窮者自立支援法に規定された事業を効果的に行うことを責務ととらえ、業務の進行状況など委託事業者からの報告や相談を受ける機会を定期的に確保し、生活困窮者への支援を区と委託事業者の両輪で支えるための更なる支援体制強化に努めている。		
				（注）生活困窮者自立支援事業は、令和3年4月、福祉部生活支援課に移管された。		

令和元年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく 元気なまち	中	光り輝く板橋ブ ランド・産業活力	小	商店街振興事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和3年12月報告）		
商店街のデータの一元管理について（P52） 産業振興課は、補助金交付状況や設備設置状況などについて、商店街ごとにデータを蓄積したうえで、カルテとして整理し、一元管理する必要がある。				産業振興課 区内商店街が抱える課題を的確に捉えた商店街振興施策を検討するにあたり、詳細なデータの一元管理は不可欠であると考え。商店街に関するデータとしては、各種補助金交付状況を事業ごとに整理した一覧表、街路灯や放送設備等の商店街設備設置状について平成30年度に産業振興課で実施した実態調査の結果及び3年毎に実施している「東京都商店街実態調査」について都から提供を受けた板橋区版データがある。 令和2年度に、コロナ禍における商店街の持続を目的とした緊急経済対策事業「商店街活動支援金事業」の実施に合わせて、区内全商店街を対象とした「商店街実態調査」を行った。この「商店街実態調査」の調査結果と産業振興課で従前から保有しているデータを整理し、令和3年3月から「商店街カルテ」として紙ベース及びエクセルファイルでデータの一元管理を行っている。 今後は、商店街振興施策を検討する際に「商店街カルテ」を活用していくとともに、毎年、調査内容の更新を行い、必要に応じてデータ項目の見直しも行っていく。		
補助事業の内容の見直し及び効果の向上について（P52） 補助事業の内容を見ると、毎年大きな変化がなく、同じ商店街が繰り返し補助金を使っている実態が見受けられるため、補助対象事業については、定期的に見直し、必要性を確認するとともに効果の向上を促す必要がある。				産業振興課 商店街が実施するイベント事業は、各商店街の特性を活かし、長年の積み重ねにより地域に定着している事業が多く、内容の大幅な変更は難しい。しかしながら、事業実施後に課題の洗い出しを行ったうえで、新たな取り組みや改善を加えるなどの定期的な見直しは必要であると考え。		

令和元年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく 元気なまち	中	光り輝く板橋ブ ランド・産業活力	小	商店街振興事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和3年12月報告）		
				<p>令和2年度から、「にぎわいのあるまちづくり事業補助金」のイベント事業実績報告書に「次年度実施予定の同一イベントに向けた改善点」の記載欄を設け、次年度に繋げるためにどのような改善を加えるかについて商店街から報告を求めている。さらに、「新しい生活様式」を踏まえた事業や感染防止対策を講じた事業など、各商店街事業において、ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応した事業の見直しも行われているところである。</p> <p>また、商店街連合会で実施している「商店街活性化支援事業」については、事業内容の見直しも含め、区職員と商店街連合会役員が意見交換会等の機会を捉えて協議を重ねている。資金力不足や人材不足の要因から、単独での事業実施が難しく補助事業を活用していなかった小規模な商店街も参加可能な「スクラッチ事業」の実施など、令和2年度から新たな事業展開を始めたところである。</p> <p>「スクラッチ事業」に合わせて、商店街連合会で事業検証を目的としたアンケートを実施したところ、70%近くの商店街が事業実施について「良かった」と回答している。一方で、実施時期については12月頃が望ましいとの回答が多かったことから、令和3年度は「区商連歳末スクラッチキャンペーン」と題し、11月末から12月末にかけて事業を実施することにした。会員数が少ないためイベントを実施できなかった小規模な商店街がセール事業を実施する</p>		

令和元年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく 元気なまち	中	光り輝く板橋ブ ランド・産業活力	小	商店街振興事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和3年12月報告）		
				<p>きっかけになるなど、商店街の活性化に寄与する事業となっている。</p> <p>コロナ禍で、大規模な事業の実施が困難な状況ではあるが、今後も時代の要請に対応した事業を実施し、商業活性化に繋げていく。</p>		

令和 2 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	未来をはぐくむあた たかいまち	中	子育て安心	小	保育所の待機児童対策につい て
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和 3 年 12 月報告）		
<p>安心して子どもを預けられる保育の環境体制について（P41）</p> <p>認証保育所の定員数は令和 2 年 4 月 1 日現在 531 人であり、平成 31 年 4 月 1 日現在の 565 人と比較すると 34 人減少した。また、令和 2 年 4 月 1 日に入園した児童は 369 人であった。保育サービス課は、定員数が充足していない認証保育所等を待機児童解消に向けて、有効に活用していく必要がある。</p>				<p>保育サービス課</p> <p>待機児童解消に向けた認証保育所等への誘導策として、令和 3 年 4 月から認証保育所等保育料負担軽減助成制度を見直し、認可保育所に空きが少なく認証保育所に空きの多い 0～2 歳児クラスについて、所得制限を撤廃し、保育料の助成額を月額上限 40,000 円に引き上げたほか、第二子は月額 14,000 円加算、第三子は月額 27,000 円加算、住民税非課税世帯は施設等利用費の給付（無償化）に対する月額 25,000 円加算を設けるなど、対象者及び助成額を拡大した。</p> <p>なお、区は令和元年 10 月から開始した幼児教育・保育無償化制度に伴い、認可外保育施設等を利用する児童の保護者に対し、0～2 歳児クラスの住民税非課税世帯の児童は月額 42,000 円、3～5 歳児クラスの児童は月額 37,000 円を上限に施設等利用費の給付を行っている。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度認証保育所等保育料負担軽減助成制度 <p>助成内容：住民税所得割額に応じた階層別に月額上限 10,000～35,000 円までの助成額を定めて保育料の一部を助成（住民税所得割額 268,300 円以上は対象外）。</p> <p>助成実績：延べ 1,799 月、42,045,458 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 4 月 1 日現在の待機児童数 36 人 ・令和 3 年 4 月 1 日現在の区内認証保 		

令和2年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	未来をはぐくむあたたかいまち	中	子育て安心	小	保育所の待機児童対策について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和3年12月報告）		
				育所（14園）定員 473 人、入所児童数 343 人 ・ 令和3年9月1日現在の入所児童数 391 人		

令和2年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	未来をはぐくむあた たかいまち	中	魅力ある学び 支援	小	区立小・中学校における ICT 化の推進について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和3年12月報告）		
<p>教員に対するデジタル教科書の活用支援について（P44）</p> <p>整備されたデジタル教科書を有効に活用していくためには、教員のICT活用スキルの向上が求められる。これまで、算数・数学・英語以外のデジタル教科書を揃えられなかった学校が、今回初めて5教科のデジタル教科書を活用するにあたり、教育支援センターは、教員を積極的に支援し、ICT化の推進体制を確かなものにしていく必要がある。</p> <p>また、教育支援センターは、様々な障がいを抱える児童・生徒が意欲をもって学習に向き合えるよう、デイジー教科書以外にも、その障がいの状態や特性及び心身の発達段階等に応じて学習上の困難を克服させ、指導の効果を高めることのできるデジタル教科書やソフトウェアを授業で積極的かつ有効に活用できるよう、今後も教員に対する支援体制を充実していく必要がある。</p>				<p>教育支援センター</p> <p>従前、指導者用デジタル教科書は、教科を指定して導入（小学校に算数科（平成27年度）、中学校に数学科（平成28年度）・英語科（平成29年度））していたが、直近の教科書改訂からは、五教科（国語科・算数科（数学科）・理科・社会科・英語科。小学校は令和2年度、中学校は令和3年度）へ拡大導入している。さらに、令和3年度は指導室主管ではあるが、国の学習者用デジタル教科書実証事業（児童・生徒の学びを保障し充実させるため、区内で抽出した小・中学校において実施。対象は、小学校5・6年生と中学校全学年で国が負担。）へ参加し、より多くの教員がデジタル教科書に接する機会を設けた。</p> <p>ICT支援員の訪問頻度についても、従来の、小学校における月4回、中学校においては月2回の巡回（小・中学校とも1回3.5時間）から、令和3年度は小・中学校とも大規模校は月8回、普通規模校は月4回（いずれも1回7時間）へと増やし、授業支援を充実させた。（※大規模校：小学校18クラス以上、中学校15クラス以上。）</p> <p>特別な配慮が必要な児童・生徒については、一般的な教科書に比し需要数が少なく、民間による発行が期待しづらいことから、文部科学省において著作・編集された教科書（特別支援学校用の教科書）を用いるほか、適切な教科書がないなどの場合には学校教育法附則第9条により、それら以外の図書</p>		

令和2年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	未来をはぐくむあたたかいまち	中	魅力ある学び 支援	小	区立小・中学校における ICT 化の推進について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（令和3年12月報告）		
				<p>の使用を許されることもある。特別支援においては、一人一人支援の方向が異なるため、個別の指導計画に沿って、個に応じた指導を今後も継続し、そのうえで必要なものを整備していく考えである。</p> <p>このほか、「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」（令和3年6月文部科学省）では、デジタル教科書の望ましい機能や規格について「ユニバーサルデザイン仕様の観点や技術の発展も考慮しつつ専門的に検討し、一定のガイドライン等を取りまとめることが望ましい」、ユーザーインターフェイスについて「ユニバーサルデザインに配慮した仕様であるよう一定の標準化を図る必要がある」、備えるべき特別支援機能について「将来的には、デジタル教科書の全ての機能が障害の有無にかかわらず利用できるようユニバーサルデザイン仕様になることが期待される」としている。</p> <p>今後、デジタル教科書がユニバーサルデザインに配慮した仕様へ変わっていくことが見込まれるほか、教科書発行会社によるコンテンツの充実なども考えられることから、区では様々な障がいを抱える児童・生徒に対応するべく、国等の動きを注視し、情報の収集に努めていく。</p>		